



中部電力パワーグリッド

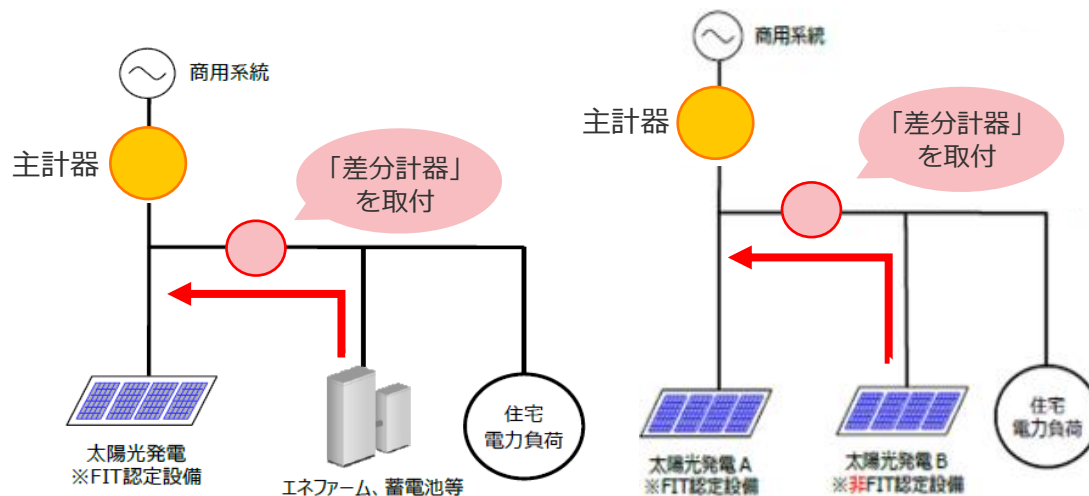


差分計量について

2024年5月

01 | 差分計量導入の経緯

- ▼ 資源エネルギー庁の主導のもと、一需要家内に固定価格買取制度で認定を受ける再生可能エネルギー電源（以下、「FIT電源」という。）とエネファームや蓄電池等（以下、「非FIT電源」という。）が併存する場合において、非FIT電源の逆潮流を許容するための計量方法について検討が進められてきた。
- ▼ 検討を経た実証の結果、FIT認定設備と非FIT認定設備それぞれの逆潮流量を特定の配線の下で計算することが技術的に可能であることが確認された。
- ▼ このため、FIT電源からの逆潮流については送配電事業者または小売電気事業者が、非FIT電源からの逆潮流については、需要家との相対契約に基づき小売電気事業者等が買い取ろうとする場合において、**差分計量を適用することを前提に非FIT電源からの逆潮流を可能とする**制度変更がなされた。



- FIT逆潮流量 : 主計器 - 差分計器
- 非FIT逆潮流量 : 差分計器

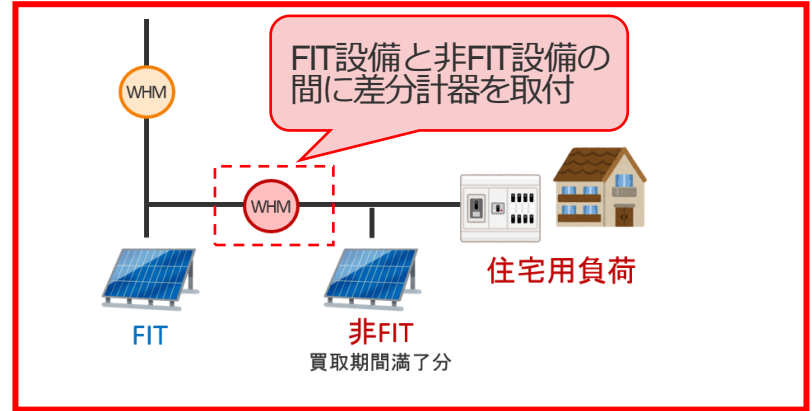
02 | 差分計量の適用パターン

凡例：  主計器  差分計器

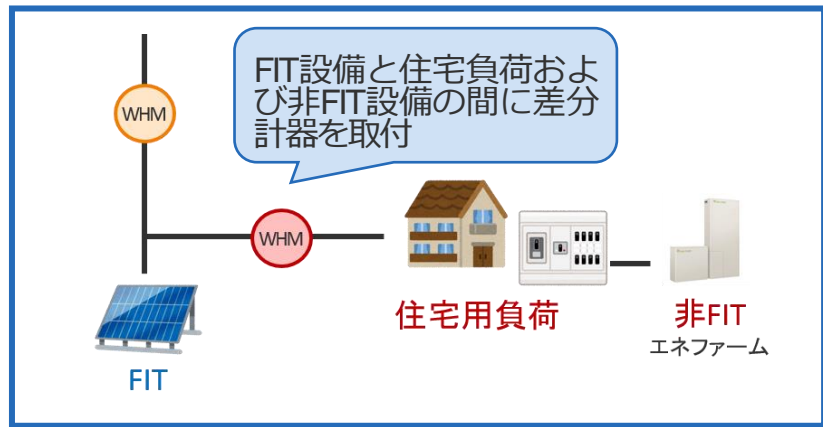
① 買取期間満了後の再エネ設備（非FIT）とFITを併設し、非FITを住宅負荷の**負荷側**に接続



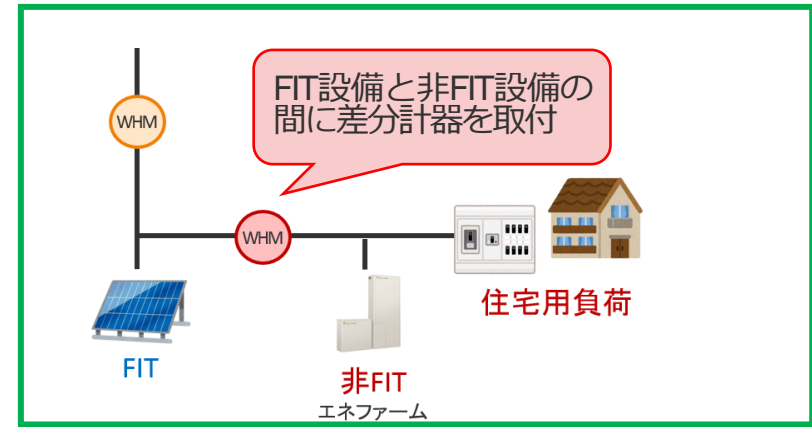
② 買取期間満了後の再エネ設備（非FIT）とFITを併設し、非FITを住宅負荷の**電源側**に接続



③ エネファーム（非FIT）とFITを併設し、非FITを住宅負荷の**負荷側**に接続



④ エネファーム（非FIT）とFITを併設し、非FITを住宅負荷の**電源側**に接続



03 | 差分計量の適用範囲

差分計量は、**電圧区分が低圧**であり、FIT認定設備とFIT認定設備または非FIT認定設備の組合せで、**各設備が10kW未満でかつ余剰配線の場合**に限り、適用が可能。

<差分計量の適用範囲>

売電形態	電圧区分	容量区分	組み合わせる電源	備考
余剰	高圧以上	—	—	対象外（高圧および低圧10kW以上は未検証）
	低圧	FIT認定設備(認定単位 ^{※1})10kW以上		
		FIT認定設備(認定単位)10kW未満	非FIT認定設備(地点単位 ^{※2})またはFIT認定設備(地点単位)10kW以上	
			非FIT認定設備(地点単位)またはFIT認定設備(地点単位)10kW未満	差分計量の対象

※1 認定単位：同一地点にFIT認定設備を複数台設置された場合における、1つのFIT認定設備を1単位とみる。

※2 地点単位：同一地点に設備を複数台設置された場合において、地点内の設備をまとめて1単位とみる。

04 | 差分計量のお申込みに際してご承知おきいただきたい事項

1. 申込時の留意事項

- お申込み時に同時最大受電電力の協議※をさせていただきます。
- お申込み時に「発電設備等の系統連系資料」に差分計量用を、弊社ホームページよりダウンロードのうえご提出くださいますようお願いいたします。
- 以下のケースについては、差分計量の対象外となります。
 - 差分計器を2つ以上設置するケース
 - 子メータを用いた按分計量と併用するケース

※協議の結果、同時最大受電電力が10kW以上となる場合は、発電側課金の対象となります。

2. 差分用計器の費用負担

- 差分用計器の工事費用はお客様負担となります。
- また、非FIT電源を逆潮流させるにあたり主計器の取替を要する場合は、主計器の取替費用についてもお客様負担となります。

「差分計器」シールの貼付イメージ



SM60A



SM120A

3. 差分用計器の交付・施工

- 差分用計器は当面の間、営業所窓口にて交付いたします。（計器宅配は利用出来ません。）なお、主計器工事が同時に伴う場合、主計器については計器宅配のご利用が可能です。
- 差分用計器を交付する際、計器本体に「差分計器」シールを貼付いたしますので、差分計器工事と同時に主計器の取付（取替）工事も伴う場合は、主計器と差分計器の取付場所が相違しないようご注意ください。
- 差分用計器（主計器を含む）取付の際の幹線接続は、「順接続」で施工をお願いします。